

令和 年度（令和 年分）市県民税等申告書
（上場株式等の所得に関する住民税申告不要等申出書）

豊後高田市長 様	住 所	豊後高田市		自治会
				世帯番号
	フリガナ		生年月日	整理番号
提出年月日 年 月 日	氏 名	明 大 昭 平	電話番号	

【1】 確定申告した上場株式等の所得

			住民税の配当割控除額、又は株式等譲渡所得割控除額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	
上場株式等の譲渡所得等（分離課税） ※源泉徴収ありの特定口座内のもの		円	円

対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等は、所得税 15.315%（復興特別所得税分含む）と住民税 5%の合計 20.315%の税率で、あらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものです。（所得税 20.42%を源泉徴収されているものは対象ではありません。）また、所得税の確定申告において、上記の表の住民税の配当割控除額や株式等譲渡所得割控除額の記載誤り・記載漏れなどがあり、上場株式等の所得と判断できない場合、確定申告書の区分で住民税を課税することがあります。

【2】 申告不要制度、又は以下の課税方式を選択します（該当する方に☑をしてください）

- 上記の上場株式等の配当所得等について、住民税では申告しません。
- 上記の上場株式等の配当所得等について、住民税では下記の所得として申告します。

			配当割控除額
上場株式等の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	

- 上記の上場株式等の譲渡所得等について、住民税では申告しません。
- 上記の上場株式等の譲渡所得等について、住民税では下記の所得として申告します。

			株式等譲渡所得割控除額
上場株式等の譲渡所得等（分離課税） ※源泉徴収ありの特定口座内のもの		円	円

※原則として、申告期限（3月15日）までにこの申告書を提出する必要があります。ただし、申告期限後であっても、該当年度の納税通知書が送達されるまでに提出されたものは有効です。（該当年度の納税通知書がすでに送達されている場合は、確定申告書と異なる課税方式は選択できません。）